

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>「岐阜県議会だより」の点字版及び音声版を制作し、県内施設へと発送するため、紙面の内容を適切に点訳・音訳して製作・発送する技術・設備を有することが必要である。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>社会福祉法人岐阜アソシアは、点字図書館や生活相談などの事業を展開している視覚障がい者専門支援施設である「視覚障害者生活情報センターぎふ」を運営している。県内での視覚障がい者の支援施設はこの施設のみであり、視覚障がい者向けに紙面の内容を点訳・音訳ができるのは当該団体のみである。</p> <p>当該団体は、特殊な点字制作版機及び印刷機等を備え、長年にわたる点字図書等の作成実績及び点字・音訳の高い技術を持っている。</p> <p>また、発送業務にあたっては、点字版が破損することがないように注意しなければならないが、当該団体は日本郵便株式会社から特定録音物等（点字郵便物・特定録音物等郵便物）を発受することができる施設として指定されており、発送のためのノウハウを備えている。</p> <p>以上のことから、当該業務を遂行できる県内唯一の団体である社会福祉法人岐阜アソシアを委託契約先とする。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。